

様式 2

女性の参画加速プログラム等に関する施策の評価等について

(プログラム名) 女性の参画加速プログラム (施策名) 1. 女性の参画促進のための基盤整備
(分野名) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (施策名) (3)企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

1 主な施策の取組状況及び評価

- 企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促すため、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会を開催（厚生労働省 平成 13 年度～）
- 企業内メンター育成事業の実施（厚生労働省 平成 20 年度～）
- 均等・両立推進企業表彰の実施（厚生労働省 平成 11 年度～ ※平成 19 年度～ 均等推進企業表彰とファミリー・フレンドリー企業表彰を統合。）
- 企業のポジティブ・アクション取組状況等を紹介するサイト（「ポジティブ・アクション応援サイト」）の設置（厚生労働省 平成 19 年度～）

2 今後の方向性、検討課題等

【ポジティブ・アクションの普及促進】

- 「新雇用戦略（平成 20 年 4 月 23 日経済財政諮問会議）」において「ポジティブ・アクションに取り組む企業割合が 2010 年までに 40%超」と政府目標が設定されている。
大企業ではポジティブ・アクションの取組が見られるものの、その動きには鈍化がみられ、また、中小企業への広がりも十分ではないため、ポジティブ・アクションの一層の普及促進を図ることが必要である。
- そのため、企業が自らポジティブ・アクションに取り組むことを促すために、引き続き女性の活躍推進協議会の開催により、行政と経営者団体が連携の下に、経営者団体を通じ傘下の企業に対し強力に働きかけを行っていく。
- また、後輩女性のメンターとしての役割を担えるような企業内女性メンターを育成することにより、女性労働者が企業内での将来のキャリアプランを描きつつ就業を継続できるような環境づくりを継続して促進していく。
- さらに、ポジティブ・アクションに取り組む企業を顕彰し評価するとともに他企業の取組を促進させる波及効果等、表彰制度を通じポジティブ・アクションの周知に継続して取り組んでいく。
- また、ポジティブ・アクション応援サイト掲載企業数を増やし様々な具体的事例を示すことにより、ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業を支援し、ポジティブ・アクションの周知に継続して取り組んでいく。

【ファミリー・フレンドリー企業表彰】（平成 19 年度より、均等・両立推進企業表彰に統合）

ファミリー・フレンドリー企業に向けた取組を積極的に行っており、かつその成果があがっている企業等に対して、その取組を讃えるとともに、これを広く国民に周知し、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資することを目的に実施した。

今後も引き続き本施策を実施していく予定である。

様式 2

3 参考データ、関連政策評価等

○ポジティブ・アクションの取組状況

- ・ポジティブ・アクション取組企業割合 平成 18 年度 20.7%（「女性雇用管理基本調査」より）
 - ・機会均等推進責任者を選任している事業所のうちポジティブ・アクションに取り組む事業所割合
平成 20 年度 93.4% 平成 19 年度 94.3% 平成 18 年度 97.2%（厚労省の調べによる）
- ※「機会均等推進責任者」選任数 68,969 人（平成 20 年度）

機会均等推進責任者は、事業所で男女雇用機会均等法の遵守のために必要な措置の検討・実施や、ポジティブ・アクションの推進の方策の検討等を行う

○役職者に占める女性の割合

平成 20 年 8.5% 平成 19 年 8.2% 平成 18 年 7.3%（「賃金構造基本統計調査」より）

○企業内メンター育成研修開催回数、参加者数

平成 20 年度 8 回開催 参加者 549 名

○均等・両立推進企業表彰受賞企業数

平成 20 年度 厚生労働大臣最優良賞 1 社（均等・両立推進企業表彰）

●均等推進企業部門

- ・平成 20 年度 都道府県労働局長賞 16 社
- ・平成 19 年度 都道府県労働局長賞 18 社
- ・平成 18 年度 厚生労働大臣優良賞 1 社 都道府県労働局長賞 40 社

●ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・平成 20 年度 厚生労働大臣優良賞 3 社 都道府県労働局長賞 9 社
- ・平成 19 年度 厚生労働大臣優良賞 1 社 都道府県労働局長賞 5 社
- ・平成 18 年度 厚生労働大臣優良賞 2 社 厚生労働大臣努力賞 1 社
都道府県労働局長賞 31 社

○「ポジティブ・アクション応援サイト」掲載企業数

474 社（平成 21 年 6 月 25 日現在）

（参考）・平成 20 年度 454 社

・平成 19 年度 278 社

女性の参画加速プログラム等に関する施策の評価等について

(プログラム名) 女性の参画加速プログラム (施策名) 2. 活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組 (1) 医師

(分野名) 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 (施策名) (1) 科学技術 女性研究者の採用・登用、機会の確保、勤務環境の整備等⑨

1 主な施策の取組状況及び評価

●女性医師の就労環境整備

○女性医師の就労環境整備のために、病院内保育所の運営への支援、退職した女性医師に対する復職のための研修を支援する事業、「女性医師バンク」の拡充（H18 年度～）、短時間正規雇用や交代勤務制を導入する病院に対する助成事業、病院内の就業環境の改善等について効果的な総合対策を行う医療機関への支援等を行っているところである。

○両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）の支給

勤務時間短縮等の措置等、小学校就学前の子を養育する労働者が育児のために必要な時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる制度を設け、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に対して助成金を支給。

平成 21 年度より、短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。

【現行】・6 か月以上継続雇用されている者が、一定の短時間勤務制度を、6 か月以上利用したこと（10 人目まで）。

【拡充】・新たに雇い入れた利用者也助成対象に追加。

・助成対象となる短時間勤務制度を拡大。

・期間を定めて雇用されている者にも利用させた場合助成額を増額。

○短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度の導入）の支給

短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に、事業主に対して助成金を支給。

平成 21 年度より、短時間正社員制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。

【現行】短時間正社員制度を設けた上で、最初の制度利用者が出た場合に、助成金を支給。

【拡充】短時間正社員制度を設けた上で、実際に制度利用者が出た場合に、制度利用者の 10 人目まで助成金を支給。

○短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発普及等により、その導入促進・定着を図る。

○事業所内保育施設設置・運営費助成金

労働者のための保育施設を、事業所内に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業団体にその一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。

平成 21 年度より、事業内保育施設の中長期的な運営の安定化を図り、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促進するため、運営費の助成金支給期間を 5 年間から 10 年間に延長し、事業主等からの希望の強い地域開放を可能とする要件の緩和を行った。

●女性の健康問題への取組についての気運の醸成

○女性の健康支援対策事業（厚生労働省 平成 21 年度～）

一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践することができるように支援し、その効果を実証及び評価することで、女性の健康づくりを一層推進するための効果的な事業展開手法について検証

平成 21 年度予算額（補正後） 11.5 億円

○健康増進法に基づく健康増進事業において、女性の健康づくりに係る内容、項目を追加（厚生労働

様式 2

省 平成 21 年度～)

- ・健康手帳：地域の実情に応じて、女性の健康づくりに関する事項など必要な事項に係るページを設けることができるようにした。
- ・健康相談：重点課題として「女性の健康」を追加

- 女性の健康づくり対策の一環として、毎年 3 月 1 日から 8 日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康課題に関する普及啓発を重点的に実施（厚生労働省 平成 19 年度～）
 - ・地方自治体や民間会社がイベントを実施するとともに、平成 19 年度、20 年度ともに厚生労働省主催による「女性の健康週間」イベントを実施した。
- 民間有識者らによる「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康支援の充実について検討（厚生労働省 平成 19 年度～）
 - 平成 19 年度 懇談会 2 回開催
 - 平成 20 年度 懇談会 2 回開催

2 今後の方向性、検討課、課題等

●女性医師の就労環境整備

○今後とも、こうした対策を総合的に実施することにより、女性医師の方々が安心して就業の継続や復職ができるような環境の整備に努めてまいりたい。

○今後も引き続き本施策を実施していく予定である。

●女性の健康問題への取組についての気運の醸成

生涯を通じた健康づくりを実践するため、一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践できるように支援することが必要であることから、都道府県、保健所を設置している市、特別区を対象に「女性の健康支援対策事業」の実施を委託し、その効果を実証及び評価することで、女性の健康づくりを一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する。

また、女性の健康週間を活用した普及啓発を引き続き実施し、女性の健康づくり対策の一層の推進を図る。

3 参考データ、関連政策評価等

●女性医師の就労環境整備

※子育て期の短時間勤務支援コースの支給状況（件数、支給金額）

平成 18 年度： 79 件 31,050 千円

平成 19 年度： 107 件 45,900 千円

平成 20 年度： 98 件 41,800 千円

※事業所内保育施設設置・運営コースの支給状況（件数、支給金額）

平成 18 年度： 234 件 1,252,685 千円

平成 19 年度： 299 件 1,591,819 千円

平成 20 年度： 381 件 1,938,657 千円

●女性の健康問題への取組についての気運の醸成

- ・女性の健康支援対策事業の委託対象となる地方公共団体数

136（都道府県：47、保健所を設置している市：66、特別区：23）

- ・厚生労働省平成 20 年度新規事業に関する事業評価書（事前）において政策評価を実施（別添）
- ・厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況を国会へ報告（別添）

平成 20 年 度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 21 年 5 月

目 次

I	政策評価制度の概要	1
1	政策評価制度に関する主な経緯	3
2	政策評価制度の仕組み	3
3	政策評価の実施時期	6
4	政策評価の方式	7
II	平成 20 年度における政策評価の取組（トピック）	9
1	政策評価の重要対象分野 — 経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の政策評価に関する連携の強化—	11
2	規制の事前評価	12
3	公共事業等における休止又は中止事業件数、総事業費等	14
4	行政支出総点検会議の指摘（政策評価関係）に関する対応	16
5	各行政機関における新たな取組	17
III	政策評価等に関する計画及び平成 20 年度の実施状況等〔政府全体的状況〕	19
1	各行政機関が行う政策評価（概要）	21
(1)	政策評価に関する計画	21
(2)	政策評価の実施状況	25
(3)	政策への反映状況	31
2	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	33
(1)	政策の評価に関する計画	33
(2)	政策の評価の実施状況等	34
IV	各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕	37
	内閣府	39
	宮内庁	47
	公正取引委員会	51
	国家公安委員会・警察庁	59
	金融庁	71
	総務省	81
	公害等調整委員会	89
	法務省	95
	外務省	103
	財務省	115
	文部科学省	125
	厚生労働省	139
	農林水産省	155
	経済産業省	171
	国土交通省	179

環境省	205
防衛省	213
V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	223

* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、①政策評価に関する計画の策定状況、②政策評価の実施状況等の概要（総括表）及び③評価対象政策の一覧の3項目で構成している。

なお、③で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の個表参照。

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

厚生労働省

	<p>(有効性の評価) 国際共同臨床研究を積極的に行うことにより、すぐれた医療技術の臨床応用が促進され、医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の迅速な開発が期待される。</p> <p>(効率性の評価) 国際共同治験等が促進されることにより、医薬品等の承認審査が迅速かつ効率的に実施されることとなり、国民が早期に新たな医薬品等による恩恵を受けることができる。</p>	
政策評価の結果 の政策への反映 状況	平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額]	400 百万円 [600 百万円]
	概算要求への反映	○
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	女性の健康支援対策事業費	
政策評価の結果 の概要	<p>(事業の概要) 本事業は、都道府県、保健所設置市及び特別区に、①乳がん・子宮がん②骨粗鬆症③若い女性のやせ対策④更年期障害、更年期症状等に関する下記の事業を委託し、その事業の効果を実証及び評価することを通じて、女性の健康づくりを推進するための具体的かつ効果的な対策を樹立することを目的としている。</p> <p>(1)思春期から 30 歳代における健康支援事業 (2)中高年期(特に更年期とその前後に重点)における健康支援事業 (3)女性のがん(子宮がん、乳がん及び卵巣がん等)支援事業</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 新健康フロンティア戦略(平成 19 年 4 月 18 日、新健康フロンティア戦略賢人会議)において「女性の健康力」が柱の 1 つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) 地域における女性の健康課題等に対して、地域の実情に応じて取組を実施・評価することにより、女性一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するための具体的かつ効果的な対策を樹立することは国において行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。</p> <p>(効率性の評価) 女性の健康づくりは地域性を考慮する必要があるため、都道府県等に事業を委託することで、効率的に女性の健康づくりに関する具体的かつ効果的な対策を樹立することができる。</p>	
	平成 21 年度予算額[平成 21 年度概算要求額]	346 百万円 [150 百万円]
	政策評価の結果 の政策への反映 状況	概算要求への反映
	機構・定員要求への反映	—

政策の名称	ナノマテリアルの有害性等の試験等	
政策評価の結果 の概要	<p>(事業の概要) 長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能の確認を行う。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第 57 条の 5)</p> <p>② 国で行う必要性の有無(有) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第 57 条の 5)</p> <p>(有効性の評価) ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。</p> <p>(効率性の評価) 本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。</p>	

事業評価書 (事前)

平成 20 年 8 月

評価対象 (事業名)	女性の健康支援対策事業費	
主管部局・課室	健康局総務課生活習慣病対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 1	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
施策目標	11-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
個別目標 1	健康づくり対策 (栄養・食生活) を推進すること	
個別目標 2	健康づくり対策 (身体活動・運動) を推進すること	
個別目標 3	健康づくり対策 (たばこ、アルコール) を推進すること	
個別目標 4	健康づくり対策 (糖尿病、循環器病) を推進すること	
個別目標 5	がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること	

1. 現状・問題分析とその改善方策 (事業実施の必要性)

女性に特化した健康づくりの取組としては、従来から子宮頸がん及び乳がんの検診が行われてきたが、多くの健康づくり対策は、性別の違いについてあまり考慮されず実施されてきた。しかし、近年になって、疾患によっては、女性と男性の罹りやすさや病状の進行スピードが違うといった性差があることが徐々に明らかになってきたところである。また、「若い女性において、やせすぎであるにも関わらず減量に取り組む者が多い」ことや、「妊娠・出産年齢が上昇していること」などの課題も指摘されており、女性の健康づくりに取り組むことの重要性が増加している。

このため、地域における女性の健康に関する実態を把握し、地域の実情に応じた女性の健康づくりに関する取組を推進する必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 乳がん検診受診率 (単位 : %)	12.9	11.3	17.6	12.9	集計中
2 子宮がん検診受診率 (単位 : %)	15.3	13.6	18.9	18.6	集計中

・指標 1 及び指標 2 は、「地域保健・老人保健事業報告の概況」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。平成 19 年度の数値は現在集計中であり、平成 21 年 3 月に公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/06/index.html>

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規

・女性の健康づくりを支援するため、都道府県において、①乳がん・子宮がん②骨粗鬆症③若い女性のやせ対策④更年期障害、更年期症状等について、下記事業等を例として、地域の実情を把握するとともに創意工夫をこらした事業を実施するものである。

- a 調査及び事業推進に係る企画・評価検討会
- b 地域における女性の健康に関する実態調査
- c 若年女性のための女性の健康手帳の作成・交付
- d 研修事業（健康相談員の育成等）

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	-	-	-	-	150

※「H21」については予算概算要求額

3. 事業の目標

事業の目標

都道府県において、女性の健康づくりを支援する取組をモデル事業として実施することにより、女性の健康づくりを推進し、受診率の向上を図る。

政策効果が発現する時期 | 事業の実施以降、随時効果の発現が見込まれる

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 乳がん検診受診率（単位： %） （前年度以上/毎年度）	女性の健康づくりを支援する取組を実施することにより、健康への意識が高まり検診の受診につながる。
2 子宮がん検診受診率（単位： %） （前年度以上/毎年度）	女性の健康づくりを支援する取組を実施することにより、健康への意識が高まり検診の受診につながる。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び指標2は、「地域保健・老人保健事業報告の概況」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 本事業の補助件数	本事業がどれだけ実施されているかを示すもの。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、健康局総務課生活習慣病対策室調べによる。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議)において「女性の健康力」が柱の1つに位置付けられる等、国として女性の健康づくりを総合的に支援する必要があるため。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業により、国が都道府県での取組を促進することにより、地域における女性の健康づくりに関する課題について地域の実情に応じた取組を実施することができ、健康への意識が高まり検診の受診につながる。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、都道府県の取組に係わる費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
モデル事業の立案→地域の実態把握と地域の実情に応じた女性の健康づくりに関する事業の実施→女性の健康に関する意識の高まり→検診受診率の向上
事業の有効性
本事業により、女性の健康づくりに関する地域の課題に応じた取組の立案・実施が可能となり、その結果検診受診率の向上が見込まれる。

(3) 効率性の評価

本事業は、女性の健康づくりに取り組む都道府県において、地域の実情を把握し、それに応じた取組を実施するものであるため、地域の健康課題に対応した取組を効率的に行うことができる。
--

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月18日、新健康フロンティア戦略賢人会議)の柱の1つとして、「女性の健康力」が掲げられている。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。